

電子提供措置の開始日 2026年6月3日

第27回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

第 27 期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社イー・ロジット

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (発行決議日)	区分	個数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	払込金額	行使価額	行使期間	保有者数	主な 行使条件
第1回 新株予約権 (2019年 3月15日)	取締役 (監査等委員)	20個	普通株式 4,000株	無償	1株につき 242円	2021年3月16日～ 2029年3月15日	1名	(注) 1
第3回 新株予約権 (2020年 7月15日)	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	100個	普通株式 20,000株	無償	1株につき 364円	2022年7月16日～ 2030年7月15日	1名	(注) 1
	取締役 (監査等委員)	20個	普通株式 4,000株				1名	
第4回 新株予約権 (2022年 6月29日)	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	269個	普通株式 26,900株	無償	1株につき 504円	2024年6月30日～ 2032年6月29日	1名	(注) 2
	取締役 (監査等委員)	36個	普通株式 3,600株				2名	
第5回 新株予約権 (2023年 7月20日)	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	118個	普通株式 11,800株	無償	1株につき 369円	2025年7月21日～ 2033年7月20日	1名	(注) 2
	取締役 (監査等委員)	26個	普通株式 2,600株				2名	

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2026年1月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	70,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 7,000,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり443円
新株予約権の払込期日	2026年2月18日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき 236円
新株予約権の行使期間	2026年2月18日から2029年2月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
割当先	第三者割当の方法により、次の者に割り当てた。 須田 忠雄 70,000個

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において決定した会社法及び会社法施行規則に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下の内部統制システムを整備し運用しております。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人が、法令、定款及び規程を遵守し、倫理観、法令遵守、社会的責任及び社会貢献を徹底するため、職務遂行上の行動規範を定める。
- (イ) 当社は、コンプライアンス管理体制を構築する部門を設置し、必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、法令等の遵守について役職員に周知する。
- (ウ) 当社の内部監査部門は、法令等の遵守状況に留意した内部監査を行う。
- (エ) 当社は、法令等の遵守に反する行為等について、内部通報を利用できる体制を整備し、内部通報制度運用規程を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 当社は、取締役会規程及び文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報は、これらに従い文書（電磁的媒体を含む）に記録し、必要に応じて閲覧できるように保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社は、代表取締役をリスク管理責任者とする。リスク管理体制を構築する事務局を設置し、定期的にはリスクの洗い出しを行い対策を検討する。必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、リスク管理について役職員に周知する。
- (イ) 当社の内部監査部門は、リスク管理に留意した内部監査を行う。
- (ウ) 当社の監査等委員は、会社のリスク管理に問題があると認められる場合は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限を明確にする。
 - (イ) 当社は、取締役会を毎月1回開催する他、経営の重要事項に関する取締役の情報共有及び協議を行うため、常勤取締役、常勤監査等委員及び幹部社員を構成員とする経営に関する会議を毎月2回開催する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員でない取締役）からの独立性に関する事項、監査等委員の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「監査等委員会補助者」という）を置くことを求めた場合、合理的な範囲で監査等委員会補助者を任命する。監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従って業務を行う。
 - (イ) 監査等委員会補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。
- ⑥ 当社の取締役（監査等委員でない取締役）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (ア) 当社は、取締役会の他、経営上の重要事項については経営に関する会議等で協議及び報告することとし、常勤監査等委員は当該会議に出席して情報の収集にあたり、その内容を把握する。
 - (イ) 内部監査担当部門は、内部監査の実務状況を監査等委員会へ報告することとする。また、監査等委員会は、役職員からの内部通報の内容について担当部門より報告を受ける他、直接内部通報を受けられる体制を整備する。
- ⑦ 報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- (ア) 当社は、監査等委員に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報制度運用規程により禁止する。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (ア) 当社の監査等委員は、職務の執行に必要な費用について当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社の監査等委員は、監査等委員会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催する。
- (イ) 当社は、監査等委員会が決定した監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づく監査計画を尊重し、監査の実施と環境の整備に協力する。
- (ウ) 当社の監査等委員は、内部監査人及び会計監査人と定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。
- (エ) 当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。

⑩ 反社会的勢力排除を確保するための体制

- (ア) 当社は、反社会的勢力との関係を排除することを目的として、反社会的勢力排除・対応規程を定め、これに基づき行動する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (ア) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する是正処置を講ずる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般について

当社は、内部監査業務を通じて、内部統制システム全般の整備・運用状況の評価及び改善を実施しております。

② リスク管理体制について

当社は、リスク管理規程に基づき様々なリスクを一元的に予防及び管理すること、またリスクが発生した場合には迅速かつ的確に対応することを目的としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

③ コンプライアンスについて

当社は、法令遵守体制の点検・強化を推進するためコンプライアンス規程に基づき必要に応じてリスクコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。また、内部通報制度運用規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ 取締役の職務遂行について

当社は、取締役会規程に基づき原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の遂行の監督を行っております。

⑤ 監査等委員会の職務遂行について

監査等委員は、取締役会への出席並びに取締役及び使用人からのヒアリングに加え、常勤監査等委員による経営に関する重要な会議等への出席を通じて、当社の内部統制の整備及び運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員は会計監査人及び内部監査人など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
繰 越 利 益 剰 余 金	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計		
当 期 首 残 高	939,597	859,597	859,597	9,106	△1,330,570	△1,321,463	477,731	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	147,500	147,500	147,500				295,000	
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	713,065	713,065	713,065				1,426,131	
当 期 純 損 失					△209,376	△209,376	△209,376	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	860,565	860,565	860,565	-	△209,376	△209,376	1,511,755	
当 期 末 残 高	1,800,163	1,720,163	1,720,163	9,106	△1,539,947	△1,530,840	1,989,486	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	16,118	16,118	32,408	526,258
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				295,000
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,426,131
当 期 純 損 失				△209,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,862	14,862	15,648	30,511
当 期 変 動 額 合 計	14,862	14,862	15,648	1,542,266
当 期 末 残 高	30,981	30,981	48,057	2,068,525

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

当社は、2022年3月期から営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローについても3期連続してマイナスとなっています。

当事業年度においては、事業を継続するための安定した運転資金の確保が継続的な課題との認識のもと、新株予約権等による資金調達に加え、財務基盤を一層安定させるため、資金調達手段の確保に努めてきました。特に当社の成長戦略に賛同いただける新たなパートナーとの資本業務提携や、必要に応じた第三者割当増資なども選択肢として検討し一定の資金調達を実現し、安定した運転資金の確保を図ることができました。

また、顧客の倉庫に出向いて作業を行うオンサイトBPO案件及びその他大規模新規案件の獲得が売上高に寄与いたしました

しかしながら、前事業年度において実施したFC閉鎖・集約による固定費構造のスリム化が一定の効果を得ているものの、全体としては主力のフルフィルメントサービスにおける売上高の減少や、当社ガバナンス体制に対する不安に起因する営業機会の喪失等により、依然として営業損失、経常損失を計上しております。

また、当社が新たに収益基盤の構築を目的として取り組んでいるカタログ通販事業「Northmall」（商品流通事業）の事業立ち上げに係る運営体制構築費用が高み、当事業年度の損益に影響を及ぼしております。当該事業については、今後の市場環境や収益性の見通しを踏まえ、継続的に投資効果の検証を行うとともに、必要に応じて事業規模や投資方針の再検討を行うなど慎重な意思決定を実施する必要があると認識しております。

当事業年度においては、前述の構造改革による効果が寄与いたしましたが、収益性の改善は途上であり、累計期間における損失を補填し、安定的な営業キャッシュ・フローを創出するまでには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が継続しております。

当社では、こうした継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するためには、安定的な黒字基盤を確立し健全な財務体質を確保することを最優先課題として、既存事業の収益力を強化、得意先との関係の深化、優秀な人材の確保等の経営基盤の強化が必要不可欠と考えており、そのために以下の施策を実施してまいります。

(1) 既存事業の再構築と事業基盤の強化

① 取引先との関係強化

当社は、主要取引先との取引深耕を通じた安定的な収益基盤の確立を重要課題と認識しております。既存顧客との継続的な関係強化に加え、サービス品質の向上及び提案力の強化を

図ることで、受注の安定化及び単価の適正化を推進してまいります。また、一部の取引先において発生した受注環境の変化に対しては、当社のガバナンス営業体制の見直し及び顧客対応力の強化を図ることで、収益機会の回復に努めてまいります。

②トリプルスリープランの推進

当社は中期経営計画であるトリプルスリープランに基づき、フルフィルメントサービスの収益性向上及び新規事業領域の確立を推進しております。特に、収益性の高い案件へのシフト、作業効率の向上による生産性改善、拠点運営の最適化を進めております。加えて、新たな収益基盤の構築に向けた取り組みについては、初期投資の影響により短期的には収益に影響を与える可能性があるものの、中長期的な収益拡大に資するものと位置付けており、投資効果の検証を行いながら慎重に推進してまいります。

③収益獲得基盤の確立

当社は、売上規模の拡大のみならず、限界利益の確保を重視した事業運営へと転換を進めております。具体的には、案件別の収益管理の高度化、コスト構造の見直し、稼働率の改善を通じて、固定費吸収力の強化を図っております。また、FC拠点の統廃合による固定費削減の効果を着実に定着させるとともに、収益性の低い事業領域については継続的な見直しを行い、事業ポートフォリオの最適化を進めてまいります。

(2)ガバナンス体制の強化

①優秀な人材の確保

当社は、持続的な事業運営及び内部管理体制の強化のため、専門性の高い人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。特に、現場運営及び管理機能の強化を目的として、適切な人員配置と教育体制の整備を進めることで、業務品質の向上及びリスク管理体制の強化を図ってまいります。

②安定的な経営体制の構築

当社は、事業構造改革の推進や新規施策の立ち上がりに伴い業績の変動性が高まる中、継続的な事業運営を確保するためには、迅速かつ一貫性のある経営意思決定体制の構築と、その実効性の向上が重要であると認識しております。このため、執行役員体制の強化を図り、業務執行機能の拡充及び各執行役員の責任と権限の明確化を進めることで、経営判断の迅速化と施策実行の確実性の向上に取り組んでおります。

また、当該体制のもとで経営陣の連携を一層強化し、意思決定プロセスの明確化及び標準化を進めることにより、経営課題への対応力の向上を図るとともに、経営の透明性向上及び説明責任の強化を推進することで、株主・投資家との建設的な対話を通じて当社の経営方

針及び事業の進捗状況の適切な共有し、ステークホルダーからの信頼確保を図っております。

今後は、これらの施策の実効性を一層高めることにより、経営基盤の安定化及びガバナンス体制の強化を図り、事業継続に関する不確実性の低減に取り組んでまいります。

なお、計算書類は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- ・ 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
機械及び装置	5年～12年
車両運搬具	2年～7年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はBPOサービス事業を行っており、顧客と契約を締結し財又はサービスを提供しております。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(運送サービス)

サービスの提供が完了し、履行義務が充足された納品時に一時点で売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から1ヶ月以内で支払いを受けております。

(保管サービス)

一定の期間にわたり均一のサービスを提供しているため、履行義務の充足の進捗度(時の経過)に応じて売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から1ヶ月以内で支払いを受けておりますが、履行義務の充足前に受領し、前受金として計上している場合もあります。

(倉庫内サービス及び代金回収サービス)

サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から1ヶ月以内で支払いを受けております。

(Northmall事業)

サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で売上を認識しております。また、通常の支払期限は履行義務の充足時点である取引成立時点から2ヶ月以内で支払いを受けております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度計上額

減損損失	200千円
有形固定資産	224,584千円
無形固定資産	146,207千円
長期前払費用	43,976千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 見積りの算出方法

当社はBPOサービス事業を単一事業として展開しており、その物流代行の拠点としてFC等を5拠点設置（賃借）し、通販事業者に代わって商品の保管及び発送等を行っております。

各FCは当該事業において収益を獲得する重要な拠点であり、それぞれが独立してキャッシュ・フローを生み出すため、FCを減損検討の資産グループとしております。

減損検討に当たり、減損の兆候がある資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローとして算定した使用価値により減損損失の認識の判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。

ロ. 見積りの算出に用いた主な仮定

使用価値の算出については、資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローを取締役会によって承認された事業計画及びその後の将来予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積期間の収益予測及び営業費用予測により算出しております。

事業計画及びその後の将来予測における収益面の主な仮定は、売上高成長率であり、BtoC-EC事業における物販系分野の成長率及び過年度の当社の売上高成長率並びに各FCの保管余剰能力等を勘案しております。

また、費用面の主な仮定は、主な費用項目の売上高に対する比率及び本社費の見込み額であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	178,000千円
差入保証金	<u>147,902千円</u>
計	325,902千円

② 担保に係る債務

買掛金	75,881千円
1年以内返済予定の長期借入金	33,596千円
長期借入金	<u>44,200千円</u>
計	153,677千円

(2) 取締役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

(3) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物附属設備	189,585千円
機械及び装置	35,223千円
車両運搬具	73,386千円
工具、器具及び備品	286,391千円
リース資産	90,013千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

15,843,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

7,168,300株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としております。また、資金調達については当面は借入や新株予約権の行使による資金調達を行い、増資を含めた資金調達も検討してまいります。

主に物流センターの新設、機能向上のための投資を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資について、現在は金融資産による運用は行っておりませんが、運用する場合安全性が高い金融資産で運用する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務提携による関係強化等の目的で保有している非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にFCの貸借契約における保証金であり、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て支払期日は1年内であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にFCの設備投資及び保証金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は、決算日後最長で5年5月後であります。なお、借入金は金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるため固定金利での借入を基本としております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社の販売管理ルール等に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。買掛金や借入金は、流動性リスクを含んでおりますが、当社では、月次に資金繰り見込みを検討する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 長期貸付金	296,616	0	△296,616
② 差入保証金	926,123	869,513	△56,609
③ 長期借入金 (1年以内返済予定借入金を含む)	(255,267)	(254,104)	△1,162
④ 長期預り保証金	(107,945)	(106,182)	△1,763
⑤ リース債務 (1年以内返済予定リース債務を含む)	(111,003)	(106,569)	△4,434

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 長期貸付金については全額を貸倒引当金として計上しており、時価は0となっております。

3. 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	159,880
出資金	75,117

4. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
電子記録債権	34,577	—	—	—
売掛金	843,600	—	—	—
合計	878,177	—	—	—

差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

5. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	122,558	84,287	26,818	10,008	10,008	1,588
リース債務	35,548	34,748	30,610	8,656	960	480
合計	158,106	119,035	57,428	18,664	10,968	2,068

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	0	—	0
差入保証金	—	869,513	—	869,513
資産計	—	869,513	—	869,513
長期借入金	—	254,104	—	254,104
長期預り保証金	—	106,182	—	106,182
リース債務	—	106,569	—	106,569
負債計	—	466,856	—	466,856

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	21,965千円
一括償却資産	497千円
資産除去債務	13,297千円
ソフトウェア	1,171千円
投資有価証券評価損	252千円
貸倒引当金	123,062千円
未払事業税	1,154千円
繰越欠損金	721,022千円
その他	3,771千円
繰延税金資産小計	<u>886,195千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△721,022千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△165,172千円</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>

繰延税金負債

資産除去債務	△7,027千円
その他有価証券評価差額金	<u>△14,259千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△21,287千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△21,287千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主、その他の関係会社の親会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	EGGS1号次世代テック投資事業有限責任組合	-	-	(被所有)直接 14.09	主要株主、当社取締役花島晋平が職務執行者を務める会社が議決権の過半数を所有している会社	新株予約権の権利行使(注)1	406,013	-	-
役員	児玉和宏	-	-	-	当社代表取締役会長(注)2	資金の借入返済(注)3	9,800	-	-
主要株主及びその他の関係会社	G Future Fund1号投資事業有限責任組合	-	-	(被所有)直接 24.74	主要株主及びその他の関係会社	新株予約権の権利行使(注)4	509,040	-	-
その他の関係会社の親会社の子会社	ジーエフ株式会社	-	-	-	倉庫業務の受託及び拠点利用等	旧習志野FC運営業務の受託(注)5 運営に係る諸経費の支払	897,791 269,678	売掛金 買掛金	82,406 23,777
その他の関係会社の親会社の子会社	gf.A株式会社	-	-	-	Northmall事業での商品の代理仕入	商品の代理仕入(注)6	98,421	買掛金	9,429
その他の関係会社の親会社の子会社	gf.J株式会社	-	-	-	梱包資材の仕入	梱包資材の仕入	14,609	買掛金	2,012
その他の関係会社の親会社の子会社	gf.P株式会社	-	-	-	売上代金の代理回収手数料等の代理支払	売上代金の代理回収手数料等の代理支払(注)7	5,537 10,360	未払金	746
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	-	-	(被所有)直接 2.52	当社取締役平田恭平が代表取締役を務める会社	新株予約権の権利行使(注)1	90,900	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	Dish合同会社	-	-	-	当社取締役花島晋平が職務執行者を務める会社	新株予約権の行使価額払込に関する同意書の不履行に基づく元金の払戻し 当該合意書不履行に基づく違約金の支払(注)8	108,000 10,800	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

関連当事者との取引については、当事業年度における取引金額又は期末残高が1,000万円以上のものを開示対象としています。ただし、金額が基準未満であっても、経済的意義が高いと判断される取引については開示することがあります。

- (注) 1. 2025年9月11日開催の取締役会決議に基づき処分した新株予約権の当事業年度における権利行使によるものです。
2. 児玉和宏氏は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役を退任しております。
3. 無担保、年利3%で借入を行っていたものでありますが、本借入は現金流動性の安定確保を目的とした借入であり、2025年1月31日開催の取締役会において決議されております。なお、本借入につ

いては、2025年6月26日付で全額返済を完了しております。

4. 2024年8月19日開催の取締役会及び同年9月18日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使によるものです。
5. 旧習志野FCにおいて商品の出入庫、保管、受注処理等の運営業務を受託しております。取引金額は、当該業務を通じて発生した顧客への請求実績に基づき算定しております。
6. 本取引は、支払サイトの長期化を目的としており、金融取引の性格を有していることから、市場金利を勘案して合理的に決定しております。（実費＋2％手数料）
7. 本取引は、Northmall事業譲渡に係る取引であり、代理回収した売上代金及び手数料等の代理支払は相殺取引を行っており、相互に手数料は発生しておりません。
8. 2025年5月2日締結「新株予約権の行使価額振込に関する合意書」の不履行による、預託金の返金及び10%の違約金の支払いによるものです。当初予定の手続きが期限内に完了しなかったため、契約の規定に基づき返金及び支払いを行ったものです。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	BPOサービス事業
物流運営・代行サービス	8,634,757
物流コンサルティングサービス	1,571
顧客との契約から生じる収益	8,636,329
その他の収益	914,640
外部顧客への売上高	9,550,970

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約負債		
前受金	52,187	19,963

(注) 契約負債は、主に、BPOサービス事業における顧客からの会費の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	127円53銭
1 株当たり当期純損失	16円95銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。